

名古屋市告示第272号

指定一般相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項の規定により、指定一般相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 5月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
一般社団法人グラ ンドライン 愛知県長久手市岩 作床寒23番地 1	メリー相談支援 名古屋市天白区一 本松一丁目1209番 地	一般相談支援	2336400169	令和 7年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課